

堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年11月1日～令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	堺区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>7(1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 普通財産の管理</p> <p>堺市財産規則では、普通財産の借受人は、市長の承認を得ないで当該普通財産を転貸し、又は権利を譲渡できないとされている。これに係る市長の承認基準では、地域会館敷地の借受人が同敷地内に自動販売機を設置する場合の条件として、以下のものを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等公共空間を撮影する防犯カメラが付属されたもの ・AEDが付属されたもの ・募金機能が付属されたもの <p>などいずれか</p> <p>令和4年12月20日に、市が貸付けを行っている地域会館敷地の実地調査を行い、関係書類を確認したところ、以下のものがあつた。</p>		自治推進課

(7) 三宝校区地域会館（敷地）

現地に設置されている自動販売機には、防犯カメラ及び AED が付属されていなかったが、市は平成 27 年 7 月に防犯カメラ及び AED を付属する自動販売機の設置申請を受け、承認を行っていた。

防犯カメラについては、自動販売機業者により地域会館壁面に設置することで、道路等公共空間を撮影する防犯カメラが付属されているものとみなし、自動販売機の設置条件を満たすと判断して、承認を行っています。

また、御指摘のとおり AED は付属されていないため、借受人に防犯カメラのみを付属する申請内容に変更を求め、令和 5 年 2 月 13 日に地域会館自動販売機設置承認申請書を受理し、令和 5 年 2 月 27 日付で承認しました。

なお、再発防止のため、所属長から所属職員に対し、公有財産の管理について改めて規則等を確認するよう指導しました。また、課内チェックリストを作成しました。

今後は、設置された自動販売機が申請時の承認条件を満たしているか、定期的に行う公有財産の現況確認時に確認し、適正な維持管理に取り組みます。

(イ) 錦綾校区地域会館（敷地）

平成 21 年 12 月に、募金機能が付属された自動販売機の設置承認を行い、その際、募金機能が付属されていることを示す借受人と募金事業の主催者等との契約書の写しを受け取っていた。

御指摘を受け、借受人に、契約状況を確認したところ、契約書の更新は行われていないものの募金は継続されていることが確認されました。

令和 5 年 2 月 7 日に、借受人より、募金機能が付属された自動販売機の設置は同年 2

しかし、当該契約の有効期間は令和2年3月31日までとされており、市は設置条件を満たしているかどうかについて確認しないまま、令和2年4月以降も自動販売機の設置を承認していた。

月27日までとする報告を受け、同月27日に地域会館自動販売機撤去届を受理し、撤去を確認しました。

なお、再発防止のため、所属長から所属職員に対し、公有財産の管理について改めて規則等を確認するよう指導しました。また、課内チェックリストを作成しました。

今後は、設置された自動販売機が申請時の承認条件を満たしているか、定期的に行う公有財産の現況確認時に設置の現況と設置に係る契約状況を確認し、適正な維持管理に取り組みます。

7(2)

委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 業務完了後の検査

堺区役所フロアマネージャー業務について、契約書では、受注者は毎月業務が完了したときは業務完了届を市に提出し、市は同届を受理したときは検査をしなければならないとされている。

しかし、業務完了届の提出を受けていない段階で、監督員は業務完了届が提出されている旨の評定を行い、検査を完了させていた。

御指摘を受け、令和4年12月14日に所属長から課内職員に対し、委託業務監督検査事務の手引きに基づき、検査確認を適切に行うよう指導しました。

業務完了届の提出を受けた後に、検査員が完了検査を行うよう徹底いたします。

企画総務課

<p>イ 委託業務における提出書類</p> <p>堺保健センター消防用設備等保守点検業務について、仕様書では、受注者は、年2回(9月、3月)の消防設備の機器点検を行う際に、担当者の資格者証等の写しを提出することとされている。</p> <p>しかし、令和4年9月26日の点検に際して、市は当該写しの提出を受けていなかった。</p> <p>また、過年度においても、少なくとも令和元年度以降は当該写しの提出を受けていなかった。</p>	<p>資格者証等の写しについては、受注者に作成を求めている令和4年3月の総合点検結果報告書に添付されるため、それをもって支障がないと考え、過去から、写しの提出を求めています。</p> <p>御指摘を受け、受注者に対し仕様書記載どおりに提出することを指導し、令和4年12月12日に提出を受けました。</p> <p>令和5年1月12日に、所属長から担当者含め所属内職員に対し、今後は委託事務について、契約書、仕様書に基づき適正に事務処理を行うことや提出書類の確認を副担当者とともに行うこと、提出資料等は所属長に確認を受けることを指導、指示しました。また所属長においても、仕様書どおりに業務が行われているか定期的に確認しています。</p>	<p>堺保健福祉総合センター 堺保健センター</p>
<p>7 (3)</p> <p>補助金について</p> <p>補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 実績報告における提出書類</p> <p>堺市自治会施設賠償責任保険補助金交付要綱では、補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内を期限として、実績報告書を区長に提出す</p>	<p>御指摘を受け、補助事業者に実績報告書を提出するよう督促し、令和5年1月5日に実績報告書が提出され、同月13日付で確定通知書を補助事</p>	<p>自治推進課</p>

<p>ることとされている。</p> <p>しかし、保険料の支払により補助事業が完了しているにもかかわらず、当該期限内に補助事業者から実績報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>7 (4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の整理</p> <p>物品取扱員の確認及び所属長の決裁を受けずに、切手の払出しを行っているものがあった。</p> <p>イ 公金外現金の収入、支出時の決裁</p>	<p>業者に通知しました。</p> <p>なお、再発防止のため補助事業者へ事務処理手順を改めて説明し、適切に手続きが行われるように指導しました。更に、所属長から所属職員に対し、補助要綱の内容について改めて確認するよう指導しました。また、課内チェックリストを作成しました。</p> <p>今後は、補助事業者の申請時に補助要綱に定められた報告時期を確認し、適正な手続きを行うように取り組めます。</p> <p>御指摘を受け、実地調査の当日令和4年12月9日に内容を確認し追認しました。</p> <p>また、実地調査翌日、再発防止のため、所属長が改めて事務処理を周知した上で、切手等受払時のチェックリストを切手受払簿の表紙に綴りました。今後はチェックリストに基づき事務を適正に処理します。</p>	<p>企画総務課</p>
--	---	--------------

<p>公金外現金取扱基準では、収入又は支出するときは、その金額及び内訳等を記載した書類を作成し、決裁を受けることとされている。</p> <p>しかし、公金外現金として管理している応急援護資金に係る収入及び支出について、所属長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>御指摘について、応急援護資金の貸与・返還以外の収入及び支出については、伝票の作成を行っておりませんでした。</p> <p>御指摘後すぐに所属長から担当職員への指導を行い、公金外現金取扱基準に基づき当該の収入、支出について伝票を作成し決裁しました。</p> <p>今後は公金外現金取扱基準を順守し、伝票の作成漏れがないよう十分留意します。</p>	<p>堺保健福祉総合センター 生活援護第一課</p>
---	---	--------------------------------